

# 陸奥出羽官稲出挙利率考

板 橋 源

A Study on the Percentage of Rice Plants  
compulsorily loaned, by the Governments,  
to the People in the Ancient Provinces  
of Mutsu and Dewa

Gen ITABASHI

## は し が き

わが国の上代において、出挙制度は国家財政や地方財政上のみならず社会問題としても重要な意義をもつものであつた。債権者の側からいえば、官稲や官物を政府から私人に貸付ける公出挙と、私人相互間で私稲や私物を貸借する私出挙との2種がある。貸付ける物品からいえば、稲粟の如き農作物貸借の稲粟出挙と金銭貸借の財物出挙との2種になる。更に官稲を出挙する場合についていうならば、正税・公廩・雑稲の3種になる。

本稿は、公出挙のうちの官稲出挙利率に関して陸奥出羽東北辺境地域における情態は如何なるものであつたかという問題をとり上げてみた小論考にすぎない。

## 1 官稲出挙利率沿革

周知の如く公出挙の正史にみえる初めは大化2年の孝徳紀であるが出挙の利率が記載されていない。日本書紀天武天皇の4年4月条の詔にも「諸国の貸税（イラシノオホチカラ）は今より以後、百姓を明察して先ず富貧を知り三等を簡定し、すなはち中戸以下にまさに与貸すべしと」だけあつて、その利率については全く述べるところが無い。但し、以上のことによつて出挙制度の起源が窮民賑恤にあつたことを知ることができる。管原道真の類聚国史は、この詔を借貸の条に収録しているが、これは何等かの誤りであろう。「貸税」の古訓がイラシノオホチカラと伝えられている点から考えれば、利を収める出挙であつた筈であり、且つ詔の文面全体からみるならば正に公出挙であつたにちがいないのである<sup>1)</sup>。

官稲出挙利率の明文は令義解雑令に始見し、「その官は半倍たれ」とある。即ち5割である。期間は1年であるが、義解はこの1年に註して「謂う、春時に挙受して秋冬<sup>2)</sup>を以つて報ゆ。これ1年たるなり」といい、雑令の正文には「旧本によつて更に利を生ぜしめ、及び利を廻して本となす

1) 古事類苑、政治部2

2) 義解の文では次の如くである

「謂春時舉受以秋冬報是爲一年也」

これでは文意が極めて不明瞭である。春時に舉受して秋に報ずると冬に報ずる場合とでは期間の上で大きな開きが生ずる。竹島寛氏も、ここに疑を抱きその著「王朝時代皇室史の研究」266頁において、承和7年2月11日と天平勝寶3年9月4日の官符にみえる用字法から、義解の「秋冬」は「秋收」の誤

寫誤傳ではなからうかとのべている。正にこの見解に従うべきであろう。令集解田令外官新至條の正文にも「秋收」と明らかにみえておるし、更にこの條の義解は勿論のこと釋説も朱説もいずれも「秋收」といつてある。更に續日本紀養老4年3月己巳太政官奏の文中には  
「毎年春初出稅貸與百姓……至秋熟後依數徵納」とみえている。

ことを得ざれ」とある。雑令の正文から考えるに、官稲出挙の期限を1年と限定しその利率を5割と規定したことは、あくまでも債務者保護の立法精神にいたったものであろう。元来、公出挙制そのものが貧民賑恤に由来するものであることから、かくの如く推定されるのである。更にいうならば、雑令においては私稲出挙利率は10割であつたのに対して、官稲のそれを半分の5割に限定しているからである。また、出挙返済極限を1年と切り、複利法による利子計算を禁止しているからである。しかるに養老令制定から数えて約110年後、大宝令制定から数えても約130年後に成つた令義解<sup>1)</sup>が、暦月による満1カ年という期限を、春時より秋収までというように債務者にとっては不利になるように解釈したのは何故であつたらうか。ここにおいて、平安時代の初期、義解の成つた天長の頃には既に債権者側に有利に解釈しなければならない何等かの事情が発生していたことが一応想像されてくるのである。菅家文草にいう如く、利を附さない貸与を借貸またわ賑貸といい、利息を附して貸借する出挙とは厳に区別があつた<sup>2)</sup>。しかしながら、官稲出挙制が設けられた当初にあつては農民に対する勸農賑恤の意味が強かつたことは前述の天武天皇4年の詔にみえる如くである。しかるに官稲を分けて正税、公廩、雑稲の3となし地方財政制度が一応の完成をみるようになった天平17年からは、地方費財源として出挙は大きな役割を担当するようになる。このような社会情勢の下に、令義解は債権者の側に立つて地方行政為政者ひいては国家主権者側に有利に解釈するに至つたものであろう。義解のいう如くに官稲出挙期間を解すれば、春播の時から秋収までを仮りに8カ月とみなして利率は年5割ではなくして年7割5分に当る勘定になる。

大宝令以後僅か数年を経て、和銅4年には私稲出挙利率は公稲と同じく半倍となり<sup>3)</sup>更にこの時から9年を経た養老4年には官稲出挙利率は5割から3割に切り下げられた。貧民救済という社会政策的意図からである<sup>4)</sup>。しかしながら、3割という利率は励行されず、依然として5割が社会に慣行されていたというのが実情であつたことは当時の古文書が物語っている通りである<sup>5)</sup>。又、天平勝宝6年にも官稲出挙利率は3割たるべきことを督励した勅が発せられていることから充分察せられるのである。旧法5割が盛んに行なわれ、新法3割が徹底しなかつた主たる原因は、「諸国

1) 令義解は天長10年(833)編纂を終了し、翌承和1年12月より施行された。

2) 菅家文草九奏狀「借貸無利、正税有利」

3) 續日本紀、元明天皇、和銅4年11月條出挙利率に関する大寶令の規定は今日全く亡失してしまつた。逸文としても傳はつていない。しかしながら、和銅4年11月壬辰條の「詔曰……又出挙私稻者、自今以後、不得過半利、餘者如令」(ここにいう令は大寶令である)という文面や、養老4年3月に官稲出挙利率を3割に制定した前後の事情から考えて(養老4年は養老令制定後2年目に當つているが、養老令が実際に施行されたのは、この時より遙か後のことであつて天平勝寶9年であつた)、出挙利率に関する限りにおいては、大寶令は養老令の規定と同一であつたと推定されるのである。

4) 續日本紀、元正天皇、養老4年3月條

5) 大日本古文書所収の天平1年隱岐國正税帳・天平2年12月20日大倭國正税帳・天平2年尾張國正税帳・天平2年紀伊國正税帳・天平3年2月7日伊賀國正

税帳・天平5年2月19日隱岐國正税帳・天平5年閏3月6日越前國郡稻帳・天平6年12月24日尾張國正税帳・天平8年薩摩國正税帳・天平9年豊後國正税帳・天平10年2月18日駿河國正税帳・天平10年4月5日和泉監正税帳・天平10年駿河國正税帳・天平11年伊豆國正税帳等についてみるに、いずれも5割である。

尙、續日本紀の天平6年5月條にも「大倭國十四郡公私舉稻、每郡有之、愚民競貸、至千責徵、不能盡備、資財既罄、遂償田宅、而每年廻舉、取利過本とみえている。私稲出挙は天平9年9月に全面的に禁止されたが、多年に亘る慣行は一片の法律を以つては如何ともしがたかつた。果してその後錢財の出挙と號して實は私稲の出挙を行うものあつたことは、10年後の太政官符にみえ、又越前國加賀郡の官吏が私稲6万束を出挙し、違勅の故をもつて利稻3万束を沒收されたことが、20年後にみえている。

の国司等が利潤を貪求したことにあつたり、旧法5割によつて利潤を収めておつた階層の人たちに、新法の低利率3割策を励行させようということは、出挙の当初から困難をとまなつていたのは当然である。

延暦7年9月、長岡新京の造営にあつて役夫を貢進した諸国の同年の出挙は正税も公廩も共にその利息を一切減じて3割としたことがあつた。この時の詔に「たとえ10束を貸しその利5束(を収むるといへども)、2束は民に還えし3束(だけ)を公に入れよ」とのべている<sup>2)</sup>。この文面から考えるに、天平勝宝6年の3割励行令以後においても、3割新法はなかなか実施されず、旧法5割が社会一般の慣行となつていたと想像される。当時5割という社会慣行の如何に根強いものであつたかということを探るのに充分である。旧慣はなかなか改めがたい。その旧慣が時の有力者階層によつて有利なものである場合には、特にそうである。

政策としては低利率3割を主張しても、これが励行されず依然として現実の社会慣行としては5割であつたために、貧窮の民は元利の弁済にたえず遂に産を破つて独立の生計を営むことが困難になるものが多かつたところから、延暦14条にも官稲出挙利率は3割たるべきことを令している<sup>3)</sup>。

次いで延暦18年には、天平9年以来禁止となつていた私稲出挙を解禁し、しかもその利率を官稲と同様の3割と規定した<sup>4)</sup>。貧民救済という社会政策が、社会現実には敗北し、社会現実と妥協してしまつたのである。ところが、私稲出挙公許制のため今まで極力出挙稲の負担を回避していた富豪階層の徒が官公許の低率出挙の利益に着目して争つて地方行政当局者に運動して借り出した。そのため、貧窮の民はこの恩典に浴することが困難となるという奇現象が起つてきた。結局のところ、官稲出挙の低利と私稲出挙の公許制とは富豪階層の乗ずるところとなつて、いよいよ貧窮農民階層の困惑するところとなり、且つこれが悪循環となり地方財政に悪影響を及ぼした。遂に大同1年には官稲出挙の利率は令の古制5割に返えらざるをえなくなつたのである<sup>5)</sup>。

しかるにその後、水旱疾疫が相次いで起り人民の疲弊が甚しくなつたため、民生の回復をはかる必要から、嵯峨天皇の弘仁元年に又養老4年の低率3割制に立ち帰ることになつた<sup>6)</sup>。

延喜の交替式にも「すべて論定公廩及び雑色稲の出挙の息利率は10束に(つき)3束を収む」とあるので、弘仁元年以降は政策としては3割制がとられたものと解される。弘仁元年(810)から135年後に当る天慶8年(945)にも公廩稲の息利は3割であつた実例が存する<sup>7)</sup>。稲出挙のうち

1) 續日本紀、孝謙天皇、天平勝寶6年9月條。

出挙利率の軽減策がとられたのは百姓の負債に苦しむものの多かつたことを證するものである。和銅6年には同4年以前における公私出挙稲の未償分を悉く免ぜられた。養老4年には同2年以前に出挙した公私稲を免ぜられた。天平8年には公稲は8年以前、私稲は7年以前のものに限つて免除された。同12年には同11年以前における公私稲、天平勝寶3年には同元年以前における未納の公私稲、天平寶字7年には同5年以前における公私の負債を免除されている。これを以つて見れば、百姓が窮乏して徴責をうけるものの如何に多かつたかを察することができる。

2) 續日本紀、桓武天皇、延暦7年9月條。

3) 類聚國史、83政理。

4) 日本後紀、桓武天皇、延暦18年2月條。

5) 日本後紀、桓武天皇、大同元年正月條。

6) 類聚三代格、弘仁元年9月23日太政官符。

7) 類聚符宣抄8勘出事事所收

『應置勘出、勘濟前司任中未辨濟稅帳公文紙繆雜忘事

……(中略)……

無符注載未納雜稻漆萬仟伍佰束

公廩稻伍萬貳仟束 本四萬束  
息利二千束(一万貳力)

救急料稻萬參仟束 本萬束  
息利三千束

國分寺料稻陸仟伍佰束 本五千束  
息利千五百束

……(以下略)……

天慶八年三月八日

左大史御船齋江奉」

で私稲出挙を禁止しながら官稲のそれを禁止しなかつたのは、地方財政を維持するためには主要な財源であつたからである。延喜主税式に、出挙すべき諸国の正税、公廩・雑稲の数が詳細に規定されているのは、官稲出挙にも弊害が伴ない且つその弊害も私稲出挙同様甚しかつたために、地方官人の不法を防止するため設けられた規定であつたと考えられる。

その後も出挙という言葉は永く世に慣用されたことは既に先学の指摘された如くであつて、慶長2年3月24日の奥書ある長曾我部元親百箇条にもみえているが<sup>1)</sup>、この場合は私出挙の意味においてであつて、公出挙は律令的天皇制支配権が弱体化し庄園制が強化すると共に行なわれがたくなり、この傾向にともなつて3割という官稲出挙利率も社会から消滅してしまつたのである。

## 2 陸奥出羽出挙稲数

律令的天皇制主権国家期における出挙利率の一般的沿革をみてきたので、陸奥出羽東北辺境地域においては官稲出挙の利率は果して如何であつたかという問題について考えてみなければならぬ段階に立ちいたつたのであるが、その前に、陸奥出羽兩國の出挙稲の数量について一言しておくたい。

諸国の出挙稲については延長5年(927)に成つた延喜主税式に詳しいので周知のところであるが、延喜稲数量が制定されるまでの間において、諸国ごとにそれぞれの沿革があつたのである。陸奥の場合は第1表の如き変遷を経て延喜稲数量となつた。

第1表 陸奥國出挙稲数

年 代	820年	831年	844年	927年
	弘仁主税式 (弘仁11年撰上)	類聚國史、公廩 天長8年5月23日條	三代格 承和11年9月 8日太政官符	延喜主税式 (延長5年撰上)
正 税	603,000			603,000
公 廩	608,200	738,200	753,278	*803,715
公廩内譯	國司料	(641,200)	641,200	641,200
	鎮官料	(97,000)	112,078	*162,515
鎮官料1に對する 國司料の割合	5.27	6.61	5.72	3.94
祭 鹽 釜 神 料	10,000			10,000
國 分 寺 料	60,000			40,000
學 生 料	4,000			4,000
文 殊 會 料				2,000
救 急 料				120,000
計	1,285,200			1,582,715
備 考	1. 單位は東。 2. 括弧内數字は推定を示す。 3. *印は本文において、訂正すべき理由を述べてあることを示す。			

1) 關根正直，官私稲出挙法沿革（史學會論叢第1輯所收）

第1表を中心にして、陸奥の出挙稲について若干の要点を摘記すると次の如くである。

(1) 陸奥の公廩は弘仁の初年(810)頃までは、苅田以北の諸郡稲は軍の食糧に充て、信夫以南の郡稲を公廩に充当していた<sup>1)</sup>。ところが、この後弘仁4年(813)に、陸奥出羽両国の今までの公廩は正税に混合し、両国の公廩には信濃越後の2国から毎年相換えて給することとなつた<sup>2)</sup>。弘仁主税式においては、他国の正税を以つて充当するように明文化されている。陸奥の公廩に充当される国とその国の稲数は臨時の処分であつた<sup>3)</sup>。

(2) 淳和天皇の天長8年(831)5月庚申(23日)、公廩が13万束加増になつた。類聚国史はこの事に関して

「加挙陸奥国公廩稻13万束、優辺吏也」とだけ記してあるので、13万束は国司料と鎮官料とに對してどのような配分であつたのか明確でない。思うに、13万束は国司料に対する加増である。何故ならば、弘仁主税式の国司料511,200束と13万束との合計は641,200束となり、承和11年(844)における国司料と全く一致するのみならず、これが永く踏襲されて延喜主税式にまで及んでいるからである。

(3) 陸奥の公廩は当初においては他国に比して必ずしも多いものではなかつた。三代格所収大同5年(810)3月1日官符には「この国は京を去ること眇遠にして公廩の数少し」とある。増加したのは弘仁以後においてである。弘仁主税式と延喜主税式とにみえている各国出挙稲数を一覽すれば明瞭である。

(4) 鎮官料というのは第1表についていうならば、胆沢城鎮守府の官人に対する公廩であつて、延喜主税式によれば鎮官料は陸奥と相模の2国において給されている。2国において給されたことは何等不審がないことは(1)項において前述した如き事情があつたからである。

そもそも陸奥の公廩稲出挙が国司料の外に鎮守府官人の分をも併せて出挙するようになったのは天平宝字3年(759)からのことで、將軍は守に准じ、將監(後に軍監といつた)は據に將曹(後の軍曹)は目にそれぞれ准じて給することになつたのである<sup>4)</sup>。但し数量は知ることができない。

(5) 延喜稲における鎮官料の数字には誤りがある。相模国条には

「鎮守府公廩五萬四千卅七束」

陸奥国条には

「鎮官料十六万二千五百十五束」

とみえているが、この数字に対して疑義があるのである。

『今試みに相模国の分を無視して当陸奥国の鎮官料162,515束から承和11年の鎮官料112,078束を差引いてみると五万四千三十七束を得る。ところでこの数字は相模国鎮守府公廩五万四千三十七束と比較して、「百」と「千」の1字を異にするだけで、細部にわたつてあまりにも見事に一致するのである。之はどうも偶然とは受け取り難い。そこで今この事実を生かして推察を加へると、次の如くまとめられはしまいかと思う。

a) 相模国の鎮守府料五万四千卅七束は五万四千卅七束の誤写である。

b) 陸奥国鎮官料の162,515束は右の相模国の分を既に含んでいる数字で、実は両国の分を併せた鎮官料の総数と解すべきである。従つて陸奥国のみ出挙額について言へば、正しくは

1) 類聚國史84公廩、大同5年5月壬子條

以儲軍糧、其代以他國正稅給之、其國及稅數臨時處分

2) 同上83正稅及84公廩、弘仁4年9月丙子條。

4) 三代格所收 天平寶字3年7月23日乾政官謹奏。

3) 風陸奥國司鎮官並出羽國司公廩利稻、割收當國。

112,078束とあるべきであり、この誤は延喜式編者の犯した重複計算に基くものと解される。

- c) 従つて延喜式に国司料との合計として示された803,715束は753,278束と訂正すべきであり、この数字は承和11年の官符と一致する。即ち、陸奥国に関する限り、国司料も鎮官料も承和以降変化はない。
- d) 承和以降の鎮官料の増加額は50,437束で、之は陸奥国に於て出挙せず相模国に於て出挙せしめたものである<sup>1)</sup>。』

以上の如く鎮官料を吟味することによつて、鎮守府機構の性格を新しく考え直すことが可能となつてくるのであるが、この点については別稿において詳述する。

出羽における出挙稲の概要をまとめれば第2表の如くである。

第2表 出 羽 国 出 挙 稻 數

項 目	年 代		
	8 2 0 年	8 3 0 年	9 2 7 年
	弘仁主税式 (弘仁11年撰上)	類聚國史 天長7年10月乙卯條	延喜主税式 (延長5年撰上)
正 税	140,000	200,000	250,000
公 廩	20,000	340,000	440,000
月山大物忌神祭料			2,000
文殊會料神宮寺料			2,000
五大尊常燈節供料			1,000
四天王修法僧供養並法服料			5,300
健 兒 糧 料	20,656		2,680
修 理 官 舍 料			58,412
池 溝 料			10,000
救 急 料			30,000
國 學 生 食 料			80,000
國 分 寺 料	40,000		2,000
計	400,656		883,392

### 3 陸奥出羽官稻出挙利率

以上の如く、上代における官稻出挙利率は雜令では5割であつた。しかるに養老4年に3割に減定された。大同1年から弘仁1年までの約9年という短期間だけ、一時約に5割制が復活したことがあつたが、3割制は王朝政治の通則であつたのである。それでは、東北辺境地域であつた陸奥出羽に対しては全国的劃一主義がとられたものであつたのか。それとも又、その特殊地域性の故に特別措置がとられたものであつたらうか。

令制定と同時に陸奥出羽両国にも官稻出挙制がとられたか否かという問題については、東北地方

1) 虎尾俊哉、延喜稻數量の誤り、日本歴史、昭和28年9月、164號。

延喜稻における鎮官料の數字上の誤りについては

既に昭和27年2月15日に宮城榮昌學兄からも教示をうけていた。

における水田耕作始源普及程度の問題や条里制班田問題とも関連してくるので今俄に断じ難い。

陸奥出羽に関して官稲出挙問題が初見するのは弘仁元年(810)で平安時代に入ってからのことである。三代格所収弘仁元年9月23日太政官符は3割制に復帰することをのべたものであるが、このうちに「但し陸奥出羽兩國はこの限りにあらず」とある。これは例外規定である。陸奥出羽の特例は、官稲出挙制がこの兩國に対してとられた最初からのものであつたのか、それとも又この時初めて施行されたものか、史料が欠けているので知りがたい。更に特例の内容についても何等の記載がない。しかし特例とは如何なるものであつたかという見当はつく。官稲出挙利率は当初は5割、次に3割に減定し、再び5割制が復活し、今弘仁元年にいたつて再び3割制に復帰したのであるから、このような沿革と、弘仁元年の官符の文意とから推して考えるに、陸奥出羽に対する例外規定というのは、3割制復帰以前の如く5割制を陸奥と出羽とに限つて許容するものであつたと想定されるのである。この想定を裏づけるのは、弘仁元年から30余年後にあたる仁明天皇の御代、三代格所収承和11年9月8日の太政官符である。これから承和11年の官符について検討を加えることにする。長文であるが説明の都合上次に引用する。

### 太政官符

應以論定利稻加給国司鎮官公廩事

合公廩本稻七十五万三千三百七十八束

国	司	料	641,200	束	
鎮	守	料	112,078	束	
利		稻	225,983.4	束 小 利	
	国	司	料	192,360	束
		相折大利所減	128,240	束	
	鎮	官	料	33,623.4	束
		相折大利所減	22,415.6	束	
		今應加給減分料	150,655.6	束	

右得陸奥国解「称辺域之史、事在勤王。遠辞郷国、資糧難給。専頼公俸、更無支用。而所給公廩在昔大利之時、率一分之人5320束。当今小利之日、率一分之人2880束。依斯減折、難以終歲。况警国之事、昼夜不休。夷狄之情、貧慾為業。長吏遂無潤沢。何以食餌彼類。此国年中所收息利、調庸租地子等、積貯特多。無処納置。因斯別造加屋倉、徒有民弊、還煩宰吏。望請用彼利稻、加賜公廩。所殘年別依教縫納。亦例用之外、特有公用、先支其料、後充公廩。謹請官裁者」。左大臣(源常)宣。奉勅依請。

承和11年9月8日

この官符について今差当つて必要とする点を摘記すると次の如くである。

- ① 公廩国司料641,200束と公廩鎮守料112,078束との合計は753,278束である。故に官符の合公廩本稻の百位の「三」は「二」でなければならない。
- ② 承和11年は3割制が復活した弘仁の後であるから、この時の基準利率は3割であつたに相違ないし、事実また官符の数字について算定してみても3割となる。

利稻合計225,983.4束÷合公廩本稻753,278=0.3故に公廩出挙利率は年3割であつて、この頃は陸奥出羽も全国並みであつた。当時「小利」といつたのは年3割の利率のことである。

- ③ 利稻国司料192,360束÷公廩本稻国司料641,200束=0.3

利稻鎮官料33,623.4束÷公廩本稻鎮守料112,078束=0.3

故に②の結果と一致して、出挙利率は年3割であつたことはいよいよ明瞭である。

④ 当時、大利と称せられていた利率を算出するために、これを $x$ とすれば次の方程式をうる。

$$\text{公廩本稻国司料}641,200\text{束} \times x - \text{利稻国司料}192,360\text{束} = 128,240\text{束}$$

$$\therefore x = 0,5$$

$$\text{公廩本稻鎮守料}112,078\text{束} \times x - \text{利稻鎮官料}33,623,4\text{束} = 22\,415,6\text{束}$$

$$\therefore x = 0,5$$

故に当時大利と称していた利率は年5割のことであつた。

⑤ 相折大利所減国司料128,240 束

+ ) 相折大利所減鎮官料 22,415.6束

今応加給減分料 150,655.6束

故にこの官符の述べている主旨は、陸奥の国司と鎮守府の官人に対する公廩稻出挙の利率は嘗て年5割であつたことがあるということ、しかるに承和11年頃には年利3割になつていたので5割制の時に比して著しく官人の収入が減少して不利になつたこと、それ故に、陸奥の特殊性にかんがみて嘗ての如く5割制にされたいことを願い出でて許可になつたものであること、以上の3点である。

承和11年太政官符によつて、陸奥では嘗て5割制がとられていたことがあつたことを知るのであるが、それは何時頃であつたろうか。ここにおいて、この時から10数年前に当る弘仁元年の官符が省みられてくる。弘仁元年は5割制を廃して3割制を復活した年である。そしてこの時の官符には「但し陸奥出羽両国は、この限りにあらず」として例外規定を認めているのであるから、例外規定とは東北辺境両国に限つて5割制を公認したことを意味するものと推定されるのである。

そこで、弘仁元年官符によつて陸奥出羽に対し5割制が特例として認容されたが、承和11年官符によれば、少くとも陸奥においては弘仁元年以後承和11年までの間において特例5割は消滅し3割制になつたのは何時いかなる事情によるものであろうか。という新しい命題が提起されてくるのである。それで、特例5割制が認容された弘仁元年9月から、この特例が消滅した明証となる承和11年9月までの34年間の情勢について検討する必要があるが起つてくる。

弘仁4年(813)の勅に、辺境地域の外寇を防ぐための軍粮充足策として陸奥出羽の公廩は正税に混合し、毎年相換し信濃と越後の2国より給することになつた旨がみえている<sup>1)</sup>。これは陸奥出羽公廩稻に対する重大な変更である、しかるに出挙利率切下げについては一言も触れていない。辺境防備強化策を樹立する際に、その第一線任務にある陸奥の国司や鎮守府官人の収入を減額するような政策を強行する筈がないから、5割制が3割制に切下げられたのは弘仁4年であるとは考えられないのである。次に天長7年(830)に出羽の出挙稻増額を決定し、正税6万束・公廩14万束を加給している。これは出羽の人民を蕃息し、かねて辺吏の資に乏しいのを救済するためであつた<sup>2)</sup>。翌天長8年には陸奥の公廩13万束を増額したのも「辺吏を優する」ためであつた<sup>3)</sup>。したがつて、陸奥の5割制が3割制に切下げられたのは弘仁(嵯峨天皇)天長(淳和天皇)の頃であつたとは考え難いのである。5割が3割に切下げられたのは弘仁・天長の次の承和の初年頃であつたろう。承和は仁明天皇の治世である。同一天皇の治世において承和の初年に5割を3割に切下げ、承和11年には3割を5割に復すということは矛盾も甚しいように一応考えられるかも知れないが、それには理由があつてのことである。嵯峨・淳和・仁明の3代は皇位継承が円満に行はれ、弘仁以後、承和9年嵯峨上皇崩御に至るまでの30余年間は政権争奪の如き不祥事がなく、従つて天皇は自由に政治を行はれることのできた時代であつて「名実共に政権が天皇に在つた時代といふことができる」<sup>4)</sup>。

1) 類聚國史83正税及84公廩、弘仁4年9月丙子條。

3) 同上84公廩、天長8年5月庚申條。

2) 類聚國史83正税及84公廩、天長7年10月乙卯條。

4) 川上多助、綜合日本史大系平安朝史上、110頁



それで嵯峨・淳和・仁明3代の政治については天皇の御性格がかなり影響力をもつていたと考えられるのである。仁明天皇は、大日本史のいう如く「叡哲聰明にして衆芸を包綜し、最も經史に耽り講誦して倦まず、諸子百家の書通覽せざるはなし。兼て文藻を愛し、精しく漢音の清濁を弁へ、射にたくみに書を能す」という方であつたが、そのために華美にわたることもあつたらしい。又病弱で薬餌に親しまれることが多く、大日本史は統日本後紀の記載を要約して「天皇少小より尪羸なり、然れども春秋40を踰えたるは蓋し服食輔養の力に由れるものか」とのべている。華美にわたることもあり、且つ病弱であられたという点から、柔軟な御性格ではなかつたかと推察されるのである。三善清行の意見封事には、天皇の性行を論じて

「仁明天皇即位、尤好奢靡、雕文刻鏤、錦繡綺組、傷農事、害女功者、朝製夕改、日麥月俊」

といつている。朝製夕改日麥月俊というのは、目先の変つた奢侈を次々と愛好されたことをのべたものであるが、このような性行を政治施策の面に移して考えると、朝令暮改ということになりそうである。かく考察してみると、天皇の初世に陸奥出羽に対し屢々復を給している。承和4年、陸奥国課丁3269人に復5年を給し<sup>1)</sup> 同6年には陸奥国百姓30,858人に復3年を<sup>2)</sup> 同8年には出羽国百姓20,668人に復1年を賜うている<sup>3)</sup>。復とは課役と雑徭とを年限を切つて免除することである<sup>4)</sup>。さて、承和3年の春以来、陸奥出羽の国情は不安となり妖言流布し騒擾起り、4年には玉造柵近傍の温泉石神に神異地変があり、6年には靡星屢々見え、凶作がつづいたので畏逃する百姓が激増するという情勢であつたので救済策として復を給したのであつた。承和治世の初めにおいて出拳利率を特例5割から全国平均並の3割に切下げ人民の負担を軽減する策がとられたのは、かかる東北情勢によつたものである。陸奥の民生が一応の安定をみた承和11年になつて、陸奥国府官人等の要望を容れて、特例5割を復活したのである。

以上は陸奥についてのことであるが、出羽はどうであつたか。承和11年の官符には陸奥のことだけがみえていて出羽のことは全くみえていない。しかし、出羽も承和11年かその後間もな、特例5割制が復活されたものと考えられる。由来、出羽は陸奥に准じて追従行政がとられてきている。これは当時の慣行であつた。その上に、利に敏な当時の地方行政官が、陸奥の既得権復も陸視した

1) 續日本後紀、承和4年8月庚申條。

2) 續日本後紀、承和6年3月乙酉條。

3) 同上、承和8年2月甲寅條。

4) 復とは天智紀5年7月條に「大水、是秋復租調」

とみえてユルスと古訓がある。義解は「復とは復除也」(職員令民部省條、定本令集解釋義83頁)と解し「謂う、先に課役を免じ産業を繼がしめ、後限滿に至り課役を反すもの也」(同上)とも解している。釋説は「賦役を除くなり」(同上)と解しているが、賦役令人在狹郷條の集解には、復と免課役との別について興味ある問答をのせてある(同上362頁)

「問、復與免課役、若爲其別。

答、復者不限課役、雜徭悉免也。免課役者、或免雜徭、或不免雜徭、無定例。假令、三位以上父祖兄弟孫、及五位以上父子並免課役。如此之類無雜徭。又孝子等、同籍悉免課役。斐陀國課役俱免。如此之類、並合雜徭也。」

この問答を要約すると、復とは課役のみならず雑徭

をも悉く免ずることである。しかるに、免課役とは調庸の外に雑徭をも免ずる場合と、雑徭免除を含まぬ場合とがあつて一定していない。この點が復と免課役との相異點である、というのである。

復の語義について、跡説に「復ハ謂令還<sup>2)</sup>本業<sup>1)</sup>也。去<sup>3)</sup>本居<sup>4)</sup>己<sup>5)</sup>絶<sup>6)</sup>其<sup>7)</sup>產業<sup>8)</sup>故<sup>9)</sup>優<sup>10)</sup>復<sup>11)</sup>其<sup>12)</sup>業<sup>13)</sup>除<sup>14)</sup>クナリ<sup>15)</sup>其<sup>16)</sup>調役<sup>17)</sup>雜徭<sup>18)</sup>」(同上363頁)とのべている。

餘談に亘るが、賦役令人在狹郷條の、この集解につづいて、次の如き文があつたらしい。「私案、漢書刑法志云、師古云、復謂免其賦役也、玉音方服反、史記、徙方家麗邑、皆復不事、野王案、復除也、謂不役也、漢書給軍事勞者、復勿租稅是也、在衣部、復音扶救反、左傳杜預曰、復重也、野王案、復徭又也、在衣部、音反亦反、案、復除之復、可作複字、只有重訓、无餘義之故也」。これが現存の集解に散佚したものであることは、政事要略第59(史籍集覽本491頁)によつてわかると思う。

筈がないからである。以下、陸奥に准じてとられた出羽の追従行政の一般傾向を具体的に列挙してみよう。

そもそも出羽は陸奥におくれて和銅5年(712)に建置された国である<sup>1)</sup>。養老5年(721)以降、出羽は陸奥接察使の管下となつた<sup>2)</sup>。陸奥国司の戸内の雑徭を免じたのは宝龜2年(771)であるが、出羽では翌年であつた<sup>3)</sup>。陸奥に漏尅が始置されたのは宝龜5年(774)であつたが、出羽は遙かにおくれて貞觀13年(871)である<sup>4)</sup>。出羽の軍穀に対し、陸奥に准じて職田を給したのは弘仁5年(814)のことである<sup>5)</sup>。嘉祥元年(848)出羽が大帳を朝集使に附託するようになったのも、陸奥に准じた措置であつた<sup>6)</sup>。出羽の健児に人別3把2分の日粮を給したのも陸奥に准じたものである<sup>7)</sup>。陰陽師は弘仁以前に既に陸奥におかれていたが、出羽に始置されたのは嘉祥3年(850)のことであつた<sup>8)</sup>。出羽国司交替料夫馬を給したのも陸奥国例に准じた措置である<sup>9)</sup>。出置の位祿物価も陸奥に准ずるべく規定されている<sup>10)</sup>。

全国的に官稲出挙利率3割制が政策として実施されていた際に、陸奥出羽において特例として5割制がとられたのは如何なる意図によるものであつろうか。結果的には、辺境地域農民に対する収奪となつたが、政策としてうち出された当初の理想は辺境掠奪にあつたものではあるまい。辺境開發理念としては常に儒教的乃至仏教的徳化撫育主義が掲げられていたし、事実また政治施策にもこの理想がうかがわれるのである。例えば地子においても陸奥は諸国に比して低率であつた。即ち令制以来地子は2割であつたことは田令公田条の集解に「古記いう、公田は租を輪せず、10分の2の地子を以て価となすなり」とあり<sup>11)</sup>、既に先学の認めるところである<sup>12)</sup>。地子2割制は永く王朝時代を通じて常例となつていた<sup>13)</sup>。しかるに陸奥の屯田地子は延暦15年以来町別30束であつたから<sup>14)</sup>、陸奥の屯田の田品をすべて下下田と見做しても地子は2割にしか当らないし、下田と見做せば1割にすぎない。当時諸国の田地は上田1・中田2・下田2・下下田2の割合に混在していたようであるから<sup>15)</sup>、陸奥には上田がなかつたと仮定しても田1町の平均収穫は283,3束となるから、地子は1割6厘にしか当らない。それで、出挙稲利率に限つて諸国に比して高率であつたのは、辺境開發行政担当官人を優遇し以つて所期の施政効果をあげようとしてとられた措置であつたと解されるのである。しかるに、結果的には東北民生に対する圧迫となり、貴姓卑姓の官僚貴族を利するだけになつてしまつたのは、いかに高い政治理念であつても、強く時代的制約をうけがちであるということと、そして時の為政者の属する階層に有利になりがちなものであるという一般的傾向によるものであつたと解されるのである。

#### 4 要 約

以上を要約すれば第3表の如くである。

- |                                                 |                                   |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1) 續日本紀, 元明天皇, 和銅5年9月條.                         | 8) 文德實錄, 嘉祥3年6月條.                 |
| 2) 同上, 元正天皇, 養老5年8月條.                           | 9) 三代實錄, 清和天皇, 貞觀5年4月條.           |
| 3) 同上, 光仁天皇, 寶龜2年閏3月條.<br>同上, 光仁天皇, 寶龜3年3月條.    | 10) 同上, 清和天皇, 貞觀8年5月條.            |
| 4) 同上, 光仁天皇, 寶龜5年11月條.<br>三代實錄, 清和天皇, 貞觀13年8月條. | 11) 瀧川政次郎博士, 定本令集解釋義313頁.         |
| 5) 三代格所收, 弘仁5年正月15日太政官符.                        | 12) 大日本租稅志397頁.                   |
| 6) 同上, 嘉祥2年閏12月26日太政官符.                         | 13) 瀧川政次郎博士, 律令時代の農民生活120頁.       |
| 7) 同上, 弘仁5年正月15日太政官符.                           | 14) 三代格所收, 延暦15年12月28日太政官符.       |
|                                                 | 15) 政事要略第53雜田事所收, 延長6年10月11日太政官符. |

第3表 官稻出挙利率沿革表

天皇年代(紀元)	出 舉 利 率			文 獻
	官 稻	私 稻	陸奥出羽	
天 武 4.4 (676)	出 舉 利 率 不 見			書 紀
文 武 大寶元 . (701)	5 割 制 定	10 割 制 定	陸奥出羽特例5割なり  陸奥3割となる陸奥特例5割制復活	令 義 解
元 明 和銅 4.11 (711)		5 割 制 定		續 紀
元 正 養老 4.3 (720)	3 割 制 定			"
" " 6.閏4 (722)		3 割 制 定		"
聖 武 天平 9.9 (737)		禁 止 令 制 定		三 代 格
" " 17. (745)	(公 廩 制 定)			*延 曆 交 替 式
考 謙 天平 勝寶 3.9 (751)		禁 止 勵 行 令		三 代 格 紀
" " 6.9 (754)	3 割 勵 行 令			續 紀
桓 武 延暦 7.9 (788)	長岡建都役夫進上諸國に3割令			"
" " 14.閏7 (795)	3 割 勵 行 令			類 國
" " 15.12 (796)				三 代 格
" " 16.8 (797)	**3 割 勵 行 令			延 曆 交 替 式
" " 18.2 (799)		禁 止 令 一 時 解 除 . 3 割 制 復 活 僅 か 4 カ 月 で 私 稻 出 舉 再 禁 止		後 紀
" " 18.6 (799)				"
" " 21.正 (802)	3 割 制			延 喜 交 替 式
" 大同元 . 正(806)	5 割 制 復 活		後 紀	
嵯 峨 弘仁元 . 9 (810)	3 割 制 に 復 歸		三 代 格	
淳 和 天長 10. (823)	この頃出挙期限1年を春時より秋收までとなす		令 義 解	
仁 明 承知初年頃				
" " 11.9 (844)			三 代 格	
宇 多 寛平 7.5 (891)		禁 止 勵 行 令	"	
醍 醐 延喜	3 割		交 替 式 三善清行意見封事	

## 備 考

\* 公廩は天平17年に制定されたことは延暦所交替式收延暦22年2月20日太政官符に「至天平17年、始置公廩、即停國儲」とあるので明白である。

\*\* 延暦交替式所收延暦16年8月3日太政官符に「出舉息利、一從減少、填納舊物、理須改張」とあるのは3割勵行をのべたものと解される

第3表に準拠して要点を摘記すると、

## 第1, 官稻出挙について

- ① 令制以後養老4年2月までの約20年間は利率は5割制であつた。(第1期5割制期間)
- ② 養老4年3月から大同元年正月までの約90年間は3割が王朝政治の基本であつた。しかし、殆んど勵行されなかつた。(第2期3割制期間)
- ③ そのため、大同元年正月には令の旧制5割に復し弘仁元年9月まで約5年間つづいた。(第3期5割制復活期間)

- ④ しかし弊害続出し民生を圧迫することが甚しかったので、弘仁元年9月に3割制を恢復し延喜以後まで堅持された。さり乍ら前例にかんがみて、3割が勵行されたとはとても考え難い。(第4期3割制復帰期間)
- ⑤ 以上のことによつて、令制の5割は早くから緩和されて3割となり、3割制が王朝政治の永年に亘つて堅持した基本方針であつた。たまたま社会の現実に押し切られて令の旧制5割に復すこともあつたが、それは極く短期間にして再び基本線3割に立ち戻つている。但し、王朝政治の方針にも拘らず3割制はなかなか行なわれがたかつたというのが歴史の実態であつた。

## 第2、私稲出挙について

- ① 令制以降和銅4年までの約10年間は1倍であつた。(第1期1倍制期間)
- ② 和銅4年11月に5割に減じ天平9年までの約20数年間つづいた。(第2期5割制期間)
- ③ 天平9年6月私稲出挙禁止。禁止は延暦18年まで約60年間つづいた。但し禁止は殆んど勵行されず、度々勵行令の発布を必要とした。(第3期禁止期間)
- ④ そのため遂に延暦18年2月に禁止令を解除した。中央政治の敗北である。永年に亘る禁止を解除したところ富豪階層の乗ずるところとなり弊害の予期以上に大なるにかんがみ、僅か4カ月で禁止方針に復帰した。(第4期3割制復活期間)
- ⑤ 延暦18年6月、再禁止以来永く王朝政治の基本には変りがなかつたものと考えられるが、その後も禁止勵行令が発せられているのを見ると、社会の規実としては一片の空文的法令たるに止まつたものであろう。
- ⑥ 以上のことによつて、私稲出挙利率は1倍から5割、5割から3割と通減方向をとり、遂に禁止というのが王朝政治の基本であつた。但し政府のこの方針は一片の空文にすぎなかつた。

## 第3、陸奥出羽の場合

- ① 第1期官稲出挙利率5割制期間における情態については史料を欠くので不明である。
- ② 第2期3割制期間及び第3期5割制復活期間においても不明である。
- ③ 第4期3割制復活期間においては、陸奥出羽は特例として取扱はれた。特例とは5割公認のことである。但し承和の初め頃、一時的に3割制となつたことがあつたが、承和11年9月以降は又特例5割制が陸奥に公認された。間もなく出羽にも特例5割制がみとめられたと考えられる。
- ④ 以上のことによつて、出挙利率は時代により、時間的変遷があつたということの外に、地域的差異もあつたということが知られると同時に、東北辺境開發施策の一端をも知りうるのである。

— 昭29.5.27再稿 —

備考 本稿は文部省科學研究費による研究成果の一部である。未筆ながら特記して學恩に深謝する。